

山形県公報

平成26年5月27日(火) 第2548号

毎週火・金曜日発行

次 目

| 告示 | | |
|--|---|-----|
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (村山総合支庁地域保健福祉課) … | 316 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | … (同) … | 同 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定 | (同) …(| 317 |
| ○指定介護老人福祉施設の指定 | … (同)… | 同 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | … (同) … | 同 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止 | … (同) … | 318 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止 | (同) …(| 319 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止 | … (同) … | 同 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に | | |
| 事業者の指定 | | 同 |
| ○同 | … (同) … | 同 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に | | |
| 事業者の指定に係る事業の廃止 | | |
| ○生活保護法による指定医療機関の指定 | | 同 |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | | 321 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | | 同 |
| ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 | | |
| ○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了 | | 322 |
| ○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 同 |
| ○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (同) … | 同 |
| | | |
| 人事委員会関係 | | |
| 規 則 | | |
| ○人事委員会規則14-4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員 | 3等の範囲を定める規則)の | |
| 一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 623 |
| | | |
| 公告 | | |
| ○一般競争入札の公告 | (管 財 課)… | 325 |
| ○平成26年度山形県登録販売者試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ,, -, , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| ○大規模小売店舗の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (商業・まちづくり振興課)… | 同 |
| ○同 | | |
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告 | ·····(建設企画課)… | 328 |

山形県告示第522号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の 種類 | 指定年月日 |
|--|---|-------------------------------|------------|
| 社会福祉法人山形県コロニー協会 | 山形コロニー放課後等デイサービス シード | 放課後等デイサー ビス | 平成26. 3.31 |
| 山形市桜田南1番19号 社会福祉法人天童まいづる会 天童市大字矢野目2215番地 | 山形市桜田南1番19号 放課後等デイサービス事業所つばさ 天童市大字矢野目2195番地 | 放課後等デイサービス | 同 |
| 特定非営利活動法人結 上山市石堂6番47号 | ぽこ・あ・ぽこ 上山市弁天二丁目 1番19-7号 | 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号 | 児童発達支援センターころころ遊園 寒河江市南町三丁目3番31号 | 児 童 発 達 支 援 保育所等訪問支援 | 同 4.1 |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協議会村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会多機能型事業 所いずみ 村山市中央一丁目6番5号 | 放課後等デイサービス | 同 |
| 一般社団法人青葉の杜 仙台市宮城野区西宮城野6番25 -304号 | Harmony 天童市久野本三丁目10番17号 | 放課後等デイサービス | 同 4.8 |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | なないろ 山形市あこや町三丁目17番6号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 4.10 |

山形県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した

平成26年5月27日

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サ | ービス | スの種 | 類 | 指定年 | 月日 |
|------------------------|---|----------|----------|-----|-------|-------|-------|
| 株式会社白壁接骨院 | リハビリステーション源氣 山形市花楯一丁目21番15号 | 通 | 所 | 介 | 護 | 平成26. | 3. 25 |
| 株式会社東北福祉サービス | 宅老所南さがえ 寒河江市大字島30番地の1 | 通 | 所 | 介 | 護 | 同 | |
| 株式会社白樺 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所 介護 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 通 | 所 | 介 | 護 | 同 | 3. 27 |
| 社会福祉法人山形 | サンシャイン大森ショートステイセン ター (ユニット型空床利用型) 山形市大字大森2193番地 1 | 短期入所生活介護 | | 同 | 3. 31 | | |
| 社会福祉法人みゆき福祉会 | 短期入所生活介護事業所ながすずの里 上山市長清水二丁目5番19号 | 短期 | 短期入所生活介護 | | 同 | | |

| 社会福祉法人みゆき福祉会 | 指定短期入所生活介護事業所みずほの里 | 短期入所生活介護 | 同 |
|--------------|---------------------|--------------------|------------------|
| 社芸価性仏人がゆき価性芸 | 上山市牧野字清水21番地1 | 应朔八川王伯月喪 | HJ |
| さがえ西村山農業協同組合 | さがえ西村山農業協同組合 | 短期入所生活介護 | 同 |
| さかん四竹田辰未勝円組占 | 寒河江市大字寒河江字久保2番地 | 应别八川生佰川喪 | l 1 1 |
| 株式会社白樺 | 複合介護健康施設 しらかば | 短期入所生活介護 | 同 |
| 株式云紅白樺 | 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 应别八 <u>川</u> 生佔川 | [F] |
| | 盲特別養護老人ホーム和合荘 | | |
| 社会福祉法人朝日敬慎会 | 指定短期入所生活介護事業所 | 短期入所生活介護 | 同 |
| | 西村山郡朝日町大字和合422番地1 | | |
| 社会福祉法人慈敬会 | 地域密着型特別養護老人ホームむらやま | 短期入所生活介護 | 同 |
| 1 | 村山市中央二丁目3番46号 | 应别八 <u>川</u> 生佔川 | [F] |
| 社会福祉法人敬天会 | 指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘 | 短期入所生活介護 | 同 |
| 1 | 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地 | 应别八 <u>川</u> 生佔川 謢 | [H] |

山形県告示第524号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| 名称 | 争未別の名称及の別任地 | り一し入り埋規 | 1日 上十月 日 |
| 合同会社はんず | 居宅介護支援事業所はんず | 足皮入粪土坯 | 亚 卡 06 2 7 |
| 行内云社はんり | 寒河江市本町二丁目10番40号 | 居宅介護支援 | 平成26. 3. 7 |
| 社 会短知社 L 7つみを短知会 | 居宅介護支援事業所ながすず | 足 夕 众 洪 士 运 | □ 0.01 |
| 社会福祉法人みゆき福祉会 | 上山市長清水二丁目5番19号 | 居宅介護支援 | 同 3.31 |

山形県告示第525号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定介護老人福祉施設の 開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人朝日敬慎会 | 盲特別養護老人ホーム和合荘 西村山郡朝日町大字和合422番地1 | 介護福祉施設サー ビス | 平成26. 3.31 |
| 社会福祉法人敬天会 | 特別養護老人ホーム第二仁風荘 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地 | 介護福祉施設サー ビス | 同 |

山形県告示第526号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

| 指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|---|------------------|------------|
| 株式会社白壁接骨院 | リハビリテーション源氣 山形市花楯一丁目21番15号 | 介護予防通所介護 | 平成26. 3.25 |
| 株式会社白樺 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所 介護 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 介護予防通所介護 | 同 3.2′ |
| 社会福祉法人山形 | サンシャイン大森ショートステイセン ター (ユニット型空床利用型) 山形市大字大森2193番地 1 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 3.3 |
| 社会福祉法人みゆき福祉会 | 短期入所生活介護事業所ながすずの里 上山市長清水二丁目5番19号 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| 社会福祉法人みゆき福祉会 | 指定短期入所生活介護事業所みずほの里 上山市牧野字清水21番地1 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| さがえ西村山農業協同組合 | さがえ西村山農業協同組合 寒河江市大字寒河江字久保2番地 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| 株式会社白樺 | 複合介護健康施設 しらかば 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| 社会福祉法人朝日敬慎会 | 宣特別養護老人ホーム和合莊 指定短期入所生活介護事業所 西村山郡朝日町大字和合422番地1 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| 社会福祉法人慈敬会 | 地域密着型特別養護老人ホームむらやま 村山市中央二丁目3番46号 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |
| 社会福祉法人敬天会 | 指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |

山形県告示第527号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止 する旨の届出があった。

平成26年5月27日

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サ | ービン | スの種 | 類 | 廃止年 | 月日 |
|------------------------|---|----|-----|-----|----|-------|-------|
| 社会福祉法人山形公和会 | みこころの園指定訪問介護事業所 山形市大字沼木字下河原1129番地1 | 訪 | 問 | 介 | 護 | 平成26. | 3. 31 |
| 社会福祉法人天童福祉厚生会 | 明幸園ヘルパーステーション 天童市大字矢野目150番地 | 訪 | 問 | 介 | 護 | 同 | |
| 株式会社あっぷるケアサービ ス | 訪問看護ステーションあっぷる 山形市久保田一丁目7番7号 | 訪 | 問 | 看 | 護 | 同 | |
| 医療法人社団笠原整形外科 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所 介護 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 通 | 所 | 介 | 護 | 同 | |
| 医療法人社団笠原整形外科 | 複合介護健康施設 しらかば 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 短期 | 月入所 | 生活 | 介護 | 同 | |

山形県告示第528号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定居宅介護支援事業者の 名称 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|--------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人福寿会 | 居宅介護支援事業所福寿乃郷 山形市飯田二丁目7番30号 | 居宅介護支援 | 平成26. 3.31 |

山形県告示第529号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|---|------------------|------------|
| 社会福祉法人山形公和会 | みこころの園指定訪問介護事業所 山形市大字沼木字下河原1129番地1 | 介護予防訪問介護 | 平成26. 3.31 |
| 社会福祉法人天童福祉厚生会 | 明幸園ヘルパーステーション 天童市大字矢野目150番地 | 介護予防訪問介護 | 同 |
| 株式会社あっぷるケアサービ ス | 訪問看護ステーションあっぷる 山形市久保田一丁目7番7号 | 介護予防訪問看護 | 同 |
| 医療法人社団笠原整形外科 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所 介護 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 介護予防通所介護 | 同 |
| 医療法人社団笠原整形外科 | 複合介護健康施設 しらかば 東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 |

山形県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 定 員 | 指定年月日 |
|--|---------------------------|-----------------|-----|------------|
| 社会福祉法人走翔会 上山市金瓶字山ノ上116-2 | 生活介護事業所 あゆも 上山市東町3番30号 | 生活介護 | 25名 | 平成26. 3.31 |
| 特定非営利活動法人発達支援研 究センター 山形市小荷駄町2番7号 | きら夢 山形市あさひ町1番26号 | 就労継続支援(B型) | 20名 | 同 4.7 |

山形県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 指定年月日 |
|----------------------------------|------------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社内外ファーム 山形市富神台12番地 | 蔵王の恵農場 山形市富神台12番地 | 就労継続支援(A型) | 平成26. 3.31 |
| 社会福祉法人ざおう福祉会 | こまくさ荘短期入所事業所 | 短期入所 | 同 |
| 山形市蔵王上野字南坂924番地 特定非営利活動法人結 | 山形市蔵王半郷字戸苅田302番14 ぽこ・あ・ぽこ | 自立訓練(生活訓 | 同 |
| 上山市石堂6番47号 | 上山市弁天二丁目1番19-7号 | 練) | FI |
| 社会福祉法人徳良会 尾花沢市新町三丁目2番21号 | 指定共同生活援助事業所 新生園 尾花沢市大字萩袋911番地 1 | 共同生活援助 | 同 4.1 |

山形県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 廃止年月日 | |
|----------------------------------|-------------------|-----------------|-------|--|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事 | ワークショップ明星園共同生活事業 | ▼ | | |
| 業団 | 共同生活援助 | 平成26. 3.31 | | |
| 山形市緑町一丁目9番30号 社会福祉法人さくらんぼ共生会 | | | | |
| 寒河江市南町三丁目3番31号 | 寒河江市大字寒河江字古河江69番1 | 共同生活援助 | 目 | |
| 社会福祉法人徳良会 | 指定共同生活援助事業所 新生園 | 共同生活援助 | 同 | |
| 尾花沢市新町三丁目2番21号 | 尾花沢市大字萩袋911番地1 | | 153 | |

山形県告示第533号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を 含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

| | 指 定 | 医 療 | 機関 | の | 名 称 | | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年 | F 月日 |
|---|-----|-----|-----|----|-----|---|-----------------------|------|-------------|
| オ | V | ンジ | ジ 調 | 剤 | 薬 | 局 | 山形市十日町四丁目7番23号 1 F | 平成26 | . 4. 1 |
| 南 | 町 | 耳 | 鼻 | 咽 | 喉 | 科 | 天童市南町三丁目14番19号 | 同 | 5. 1 |
| た | V | Ġ | 歯 | 科 | 医 | 院 | 米沢市金池五丁目10番4号 S&Rビル1F | Ī | 1 |
| す | ずき | こど | もク | IJ | ニッ | ク | 東根市神町北三丁目2番18号 | 同 | 5. 15 |

山形県告示第534号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| | 指定 | 医療機関 | の名 | 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年 | 月日 |
|---|-----|--------|------|----|---------------------|-------|-------|
| オ | レ | ンジ調 | 剤 薬 | 局 | 山形市十日町四丁目7番23号 1 F | 平成26. | 3. 31 |
| 南 | 町 | 耳 鼻 | 咽喉 | 科 | 天童市南町三丁目14番19号 | 同 | 4. 30 |
| 中 | 村内科 | 4•呼吸器科 | ・胃腸科 | 医院 | 山形市大字漆山字月山堂785番地3 | 同 | 5. 17 |

山形県告示第535号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施 する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 | |
|-----------------------|--|--------------------|------------|--|
| オレンジ調剤薬局 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 | 山形市十日町四丁目7番23号 1 F | 平成26. 4. 1 | |
| 指定短期入所生活介護施設み ずほの里 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護 | 上山市牧野字清水21番 1 | 同 | |
| グループホームライフケア黒 森 | 認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護 | 酒田市黒森字葭葉山54番10 | 同 | |
| 地域密着型特別養護老人ホームむらやま | 地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護 | 村山市中央二丁目 3 番46号 | 同 | |

山形県告示第536号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月27日

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 月あかり 神町 東根市神町北四丁目2番3号
- 2 届出の内容

| 指定介護機 | 関の所在地 | 変更年月日 |
|----------------|---------------|---------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | 多 欠十月日 |
| 東根市大字若木6031番地1 | 東根市神町北四丁目2番3号 | 平成25.11.2 |

報

山形県告示第537号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業 | | | | 名 | | | | 地 | 地区 | | | 名 | 工事完了年月日 | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---------|---|--|---|---|------------|
| 農 | 業用 | 河 | Ш | エ | 作 | 物 | 応 | 急 | 対 | 策 | 事 | 業 | 北 | 村 | | 地 | 区 | 平成26年3月25日 |

山形県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年5月27日から同年6月9日まで縦覧に供す

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
|-----------------------------------|---|------|----------|----|------|
| 最上郡最上町大字大堀字大堀231番4から 同 240番1まで | | 旧 | 5.2 メートル | 57 | メートル |
| 同 | 上 | 新 | 5.5 メートル | 同 | 上 |

山形県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年5月27日から同年6月9日まで縦覧に供する。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 最上西公園線

2 供用開始の区間 最上郡最上町大字大堀字大堀231番4から

同 240番1まで

3 供用開始の期日 平成26年5月27日

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月27日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「総務課及び」を「秘書課、行革推進課及び」に、「法令係長」を「法令係長、

市立病院済生館 館長、副館長、事務局長、次長、課長、副参事(医事経営課に置くものに限る。)、課長補佐(管理課に置くものに限る。)、職員係長、診療部長後構改革係長」に、 (中央診療部長を除く。)、薬局長、看護部長、技師長、副看護部長、看護師長 場長

| | 清掃工場 | 場長 | E. |
|---|----------|----|----------------------|
| Г | | | J |
| 1 | 山形テルサ | 館長 | <i>t</i> . |
| | 国際交流センター | 所長 | <i>E</i> |
| г | | | |
| 1 | 国際交流センター | 所長 | に改め、同表山形市会計課の項中「、課長補 |

佐」を削り、山形市教育委員会事務局の項中「課長補佐(管理課に置くもの及び」を「総括主幹(管理課に置くも

のに限る。)、課長補佐(」に改め、同表山形市教育委員会事務局学校給食センターの項中

所長を

所長、室長 に改め、同表鶴岡市議会事務局の項中「次長」を「主幹」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中

「(部付参事を除く。)」及び「、国際室長、地域活性化推進室長、農政企画室長」を削り、同表鶴岡市市長部局地域包括支援センターの項中「、主幹」を削り、同表鶴岡市市長部局藤島庁舎の項中「、エコタウン室長、主幹」を削り、同表鶴岡市市長部局羽黒庁舎及び同表鶴岡市市長部局櫛引庁舎の項中「、主幹」を削り、同表鶴岡市教育委員会事務局の項中「、参事」を削り、同表鶴岡市農業委員会事務局の項中「、次長」を削り、同表酒田市市長部局の項中「調整監、技監」を「調整監(部付調整監を除く。)、技監、危機管理監」に改め、同表寒河江市会計課の項中「、主幹」を削り、同表上山市市長部局の項中「及び副主幹(庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。)」を削り、同表長井市市長部局の項中「秘書・危機管理主幹」を「秘書・行政改革主幹」に改め、同表天童市市長部局の項中「秘書係長」を「行政係長」に、「財政係長」を「財政係長、政策企画係長、秘書係長」に改め、同表天童市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、課長補佐(教育総務課に置くもので職員の人事を担当するものに限る。)」に改め、同表東根市市長部局の項中

| 市長部局福祉事務所 | 長補佐 (庶和 人事に関する び総合政策記 課に置くもの 務を担当する | 部長を除く。)、課長、課 努課に置くもので職員の る事務を担当するもの及 課に置くもの並びに財政 ののうち財政に関する事 るものに限る。)、職員主 長、職員係長 | <i>č</i> | | | | |
|--|---|--|----------------|--------------------|--|--|--|
| 市長部局 | 長補佐 (庶利 人事に関する び総合政策記 課に置くもの 務を担当する 査、秘書係品 | 祭課に置くもので職員のる事務を担当するもの及 課に置くもの並びに財政ののうち財政に関する事るものに限る。)、職員主 長、職員係長 | J. | | | | |
| 幹」を「文化会館企画連宮3 | E幹」に改め、 「 | 同表最上町町長部局の県 - | 甲「王幹」を | - 王幹 (課付王幹を除く。)」に改 | | | |
| め 同事長上町数容禾昌へす | 変長の頂由 | 教育委員会事務局 | 教育長、詞 | | | | |
| ſ | | 学校給食センター | 一 所長 | 2 | | | |
| ſ <u></u> | | | 1 | | | | |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課 | Ē | に改め、同 | 表舟形町の項中 | | | |
| | | | ^J J | 1 | | | |
| 舟形町 町長部局 | | 課長 | | を | | | |
| | | | | []] | | | |
| 舟形町 議会事務 | 局 | 事務局長 | | | | | |
| 町長郊島 | | 運長 | | に改め、同表鮭川村村長部局の | | | |
| -1 X (1)(1) | | 1. 区 | | | | | |
| 務を担当するものに限る」に | 改め、同表高 | 畠町教育委員会事務局の | 項中「課長」 | を「課長、主幹」に改め、同表小 | | | |
| 市長部局 部長(部付部長を除く。)、課長、課長補佐(庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの及び総合政策課に置くものが、同数に関する事務を担当するもの及びに財政 課に置くもののうら財政に関する事務を担当するものに限る。)、職員主査、秘書係長、職員係長 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育長、課長 を 「文化会館企画運営主幹」に改め、同表最上町町長部局の項中 「主幹」を「主幹(課付主幹を除く。)」に改め、同表最上町教育委員会事務局 教育長、課長 を 学校給食センター 所長 所長 正改め、同表舟形町の項中 一 | | | | | | | |
| 課長、会計管理者に改 | てめる。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 別表第2置賜広域行政事務組合理事会部局の項中「、室長」を削り、同表最上広域市町村圏事務組合教育委員会「「 | | | | | | | |
| | 研究主幹 | に改める。 | | | | | |
| *** | 施行する。 | | | | | | |

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 | 所 | 日 | 時 | - | 入札に付する物件 | | 予定価格 | |
|-------------|-----|---------|---------------|------|------------------|----|---------------|--|
| 東田川郡三川町大字横山 | | 平成26年6 | 平成26年6月27日(金) | | 東町一丁目23番 5 | CC | 60 000 000III | |
| 字袖東19番 1 | | 午前11時00 | 分 | 宅地 : | 5, 744. 11平方メートル | 68 | 68,000,000円 | |
| 庄内総合支庁 | 本庁舎 | 平成26年6 | 月27日 (金) | 酒田市 | 宮内字本楯1番9 | |) 000 000 H | |
| 1階13号会議 | 室 | 午後1時15 | 分 | 宅地 | 366.84平方メートル | | 2, 230, 000円 | |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。) 又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等(法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又 は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件 | 場 | 所 | 日 | 時 |
|-----------------------------------|----------------------|-----------|--------------|--------|
| 酒田市東町一丁目23番5 宅地 5,744.11平方メートル | 東田川郡三川町大字- 庄内総合支庁本庁舎 | | 平成26年6月 | 19日(月) |
| 酒田市宮内字本楯1番9 宅地 366.84平方メートル | 1階 入札室 | 午後 1 時30分 |) | |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066) に問い合わせるこ

と。

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成26年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年8月27日 (水) 午前10時30分から午後4時まで
 - (2) 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル
- 2 受験手続

受験願書を平成26年5月27日(火)から同年6月30日(月)までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課に提出すること(郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)。

3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課(電話023(630)2332)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 米沢市役所において平成26年9月27日まで縦覧に供する。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ花沢町店

米沢市花沢町2710番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

| 名 | 称 | 住 | 所 | 代 | 表者 | 表者の氏名 | | |
|-------|------|----------------------|---|---|----|-------|-----|--|
| 株式会社、 | ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | 板 | 垣 | 宮 | 雄 | |
| 橋本井園 | 株式会社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | | 橋 | 本 | 奈 係 | - 子 | |

(変更後)

| 名 | 称 | 住 | 所 | 代 | 代表者の氏名 | | |
|-------|--------|----------------------|---|---|--------|-----|--|
| 株式会社 | ヒヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | 板 | 垣 | 宮 雄 | |
| 橋本井園 | 株式会社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | | 橋 | 本 | 奈保子 | |
| 株式会社さ | アマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | Щ | 澤 | 廣 | |

4 変更年月日

平成26年5月11日

5 届出年月日

平成26年5月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 米沢市役所において平成26年9月27日まで縦覧に供する。

平成26年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ花沢町店

米沢市花沢町2710番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,821平方メートル

(変更後) 2,741平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 駐車場の収容台数

(変更前) 94台

(変更後) 140台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)30台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)35台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)70平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)94平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 51立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)57立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

| 小 | 売 | 業 | を | 行 | う | 者 | 開 | 店 | 時 | 刻 | 閉 | 店 | 時 | 刻 | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|---|---------|---|---|---|--|
| 全ての小売業者 | | | | | | | | 午前 | 9時 | | 翌日の午前0時 | | | | |

(変更後)

| 小 | 売 | 業 | を | 行 | う | 者 | 開 | 店 | 時 | 刻 | 閉 | 店 | 時 | 刻 |
|------------|---|---|---|---|---|---|--------------|---|---|---|---|-----|-----|---|
| 株式会社ヤマザワ | | | | | | | 午前9時 翌日の午前0日 | | | | | |) 時 | |
| 橋本井園株式会社 | | | | | | | 午前9時 翌日の午前0時 | | | | | |) 時 | |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | | | | | | | 午前9時 午後10 | | | | | 10時 | : | |

ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 4か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

- 4 変更年月日
 - (1) 3の(3)の口に掲げる事項 平成26年12月1日
 - (2) (1)以外の事項 平成27年1月13日
- 5 届出年月日

平成26年5月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年9月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年5月27日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - 平成26年度山形県建設事業情報総合管理システムに係るソフトウェアの賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 41,601,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第2号該当